

☆COLOR

ぎょう

人権総合情報誌

2017.12 vol.

7

輝き^{ビープル} People 映画監督

河瀬 直美さん

我ら、企業市民

株式会社 PHP 研究所

見て・知って人権 ~京の学生が行く~

柳原銀行記念資料館
(京都市人権資料展示施設)

特集

- 人権擁護委員はあなたの街の相談パートナー
- 「京都市人権相談マップ」を配布中!
- 子どもの居場所づくり支援の取組
- 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」について

 京都市
CITY OF KYOTO



映画監督

河瀬 直美さん

I N T E R V I E W



受け入れる寛容さが自ずと人権尊重へと
つながると信じています。

カンヌ国際映画祭で数々の賞に輝き、世界的な映画監督として活躍する河瀬直美さん。日々の暮らしを大切にしながら、「生きる意味」を問う話題作を発表し続けています。映画作品に込めた想いや自身の生きる姿勢を通じて、人権の大切さを語っていただきました。

人生のリアリティーを追求

私は生い立ちがとても複雑です。1歳半の時に両親が離婚し、私は養父母に育てられました。初めて撮った自主映画『につつまれて』（1992年）は、生き別れた父の姿を探すドキュメンタリーです。養母と暮らす日々を記録した『か

たつもり』（1994年）や続編『きやからばあ』（2001年）など初期の作品から「家族」「生きる」というテーマは一貫しています。以降、ドキュメンタリーでもフィクションでもリアリティーを追求しています。作品を鑑賞した人々にとってそれが人生とかけ離れたところにある出来事ではなく、実人生ともきちんとリンクするリアリティーを求めています。

近年制作した二つの作品を

通じて、具体的に話ししましょう。ハンセン病の元患者とどら焼き職人の交わりを描いた『あん』（2015年）は過去に何度も映画化のオファーがあったようですが、原作のドリアン助川さんが「聞こえないものを聞こうとする、見えないものを見ようとする人の物語、そんなものを撮れる人は河瀬さんしかいない」と思ってください、お手紙と本が送られてきました。読んでみると、いつも私が映画で表現しようとしていることが、たくさん小説の中にあり、これを映画にする御縁を喜びました。

主演はドリアン助川さんの中で、すでに樹木希林さんでイメージができており、二人で直接彼女にオファーしました。三人で多磨全生園（国立ハンセン病療養所）にも訪問し、ハンセン病の元患者の方にもお話を聴かせていただきました。その時に見た夕陽は、今でも思い出すと泣いてくるような美しくまばゆい光でした。ふと、東の空を見ると、まだ白い月が私たちを見守っているかのように、そこにありました。まるで、映画の一場面のように。これは実際、映画のラストでどら焼き職人の「千太郎」が見る月と



新作「Vision」制作発表
(2018年公開予定)



映画「あん」(2015)のワンシーン
©2015映画「あん」製作委員会/COMME DES CINEMAS/
TWENTY TWENTY VISION/ZDF-ARTE



映画「光」(2017)のワンシーン
©2017 "RADIANCE" FILM PARTNERS / KINOSHITA, COMME DES CINEMAS, KUMIE

して、存在しています。
いざ制作するとなった時、主人公をハンセン病の元患者として捉えるのではなく、その人間性を描くべきだと思いました。そして、そこそが、広く人々に共感してもらえらるものになると思っただけです。

もう一つ、日々迷いながら生きてきた女性が視力を失いゆくカメラマンと出会う『光』(2017年)の着想が浮かんだのは、カンヌ国際映画祭「ある視点」部門でオープンニング作品に選ばれた『あん』の上映に立ち会うため、フランスに向かう飛行機の中でした。音声ガイドの制作者から渡された資料をチェックしていた時、音声ガイド制作者の映画への愛がどれほどまでに深いものであるかを知りました。それは、もしかしたら監督と同様に、いや、それ以上かもしれない形で、視覚障害者の人にも映画を観てほしい一心で作られたガイドだったのです。その時に音声ガイド制作者を主人公にした映画を創ろうと決意しました。それがひいては、映画への「愛」を語る作品になると思っただけです。

人生とかけ離れたところにある出来事ではなく、 実人生ともきちんとリンクする映画を。

持ちつ持たれつの関係を築く

私は養母の介護や子育てをしながら映画を撮り続けてきました。が、本当に多くの方々に支えられてここまでやって来ました。助け助けられ、寄り添い寄り添ってもらったことで心や体のバランスが取れていると思っっています。映画創りもまさにそうで、監督だけでなく、それこそ撮影現場の地域の方々やエキストラ、制作スタッフのみならず、事務方、宣伝をしてくださる方、劇場へ足を運んでくださる方々、お一人お一人の持てる能力と共感、協力が必須です。誰一人欠けても作品はできません。
仕事、家事、プライベート

の両立、いわゆるワーク・ライフ・バランスについてはどこか映画創りに似ています。自分一人だけではなく、いかに自分の周りにはいる多くの方々の存在を受け入れていくか。また、同時に「自分とは?」「何を大事にし、何を目指しているか」を理解してもらい、持ちつ持たれつ関係を築きながら日々紡いでいけるかということが大切です。足元を掘り下げていけば世界につながっている。一つ一つの日々の営みを大切にすること、映画で言えば一つ一つのショット、作品に魂を込めて積み上げていくことが、人々の信頼や共感、協力を得ることにつながるのではないかと思っっています。



第70回カンヌ国際映画祭(2017年)にて



第4回なら国際映画祭(2016年)にて

可能性は誰にでもある

私は2009年、カンヌ国際映画祭で功労賞に当たる「黄金の馬車賞」を女性として初めて受賞しました。性別に関わらず、可能性は誰にでもあるものです。ただ、社会を見ていると風習や慣習、先入観にとらわれ、自身の能力を過小評価し自分でも蓋を閉じている方が多いようにも見受けられます。創造的に物事を捉えると、そこには限界がありません。また、あらゆる角度から物事を見て受けとめることで、様々なものを受け入れられるようにもなります。それが社会に、世界につながっていくのだと信じています。そんな中で、私は女性として、あらゆる場面でも品格としなやかさは大切にしていきたいと思っています。

受け入れる姿勢も大切

好き嫌い、できる・できない、歳を重ねることに、知らないうちに枠というものを自分の中に、相手の中、社会の中に作りがちです。また、テクノロジーの発展が時に、生きていくうえで大切な他人や社会との調和、人とのコミュニケーションの妨げ(バリア)になっていたりすることも感じるものが多くなりました。それに真つ向から逆らえる、逆

らおうとは思いません。どのような障害も受け入れ、日々何が大切かを問い、そのためには何が必要かを自分自身で考え行動することが重要であると思っています。受け入れる寛容さが自ずと人権尊重へとつながると信じています。成功者・成功体験のある者は時に自身の考えを正当化し、周囲に強要し、受け入れてもらうために強く自己主張もしがちです。しかし、一方的に自分の理念や考えや生き様を押し付けたり、言葉で言い負かしたりせず、相手の話を聞くことや待つことのように、受け入れる姿勢も大切ではないかと思っています。理由のない行動、言動なんてこの世の中に存在しません。だから、自身の許容範囲を広げ、他者を理解し受け入れることで自分も受け入れてもらう、そうすることで豊かな社会が培われると信じています。

私はこれからも国籍を問わず、固定観念にとらわれず、人間が生きていくうえで大切な営み、その原点に立ち返り、「大仏様のように、千年先にも遺る作品」づくりに進んでいきたいです。さらに、なら国際映画祭を通して、世界の人々が故郷に訪れ、交流できる場を提供していきたいと願っています。

かわせ なおみ
Profile 河瀬直美さん

自主映画「につつまれて」「かたつもし」が1995年の山形国際ドキュメンタリー映画祭をはじめ国内外で注目を集める。1997年初の劇映画「萌の朱雀」でカンヌ国際映画祭カメラ・ドールを史上最年少で受賞。2007年には「穢の森」でグランプリ受賞。2009年同映画祭に貢献した監督に贈られる「黄金の馬車賞」を受賞、2017年「光」がエキュメニカル審査員賞受賞。現在、新作「Vision」を制作中。来年11月23日から6週間フランス(パリ)で河瀬直美大回顧展を開催。故郷の奈良では「なら国際映画祭」<http://nara-iff.jp>を次世代の育成にも力をいれながら隔年開催。公式Twitter:@KawaseNAOMI

プレゼント

サイン入り色紙を差し上げます!

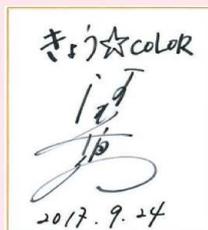
河瀬直美さんのサイン入り色紙を3名様にプレゼントします。どしどし御応募ください!

応募方法 ハガキに郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号・「きょう☆COLOR」への御感想・御意見を必ずお書きのうえ、以下の宛先へお送りください。

締切り 2月28日(水)(当日消印有効)

宛先 〒604-8571(住所不要)京都市人権文化推進課「きょう☆COLOR」Vol.7プレゼント係

★抽選結果の発表は発送をもって代えさせていただきます。



人権擁護委員はあなたの街の相談パートナー

最近ニュースで「いじめ」、「DV被害」、「インターネットでの誹謗中傷^{ひぼう}」がよく取り上げられています。これらは人権侵害となる行為です。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け活動している民間のボランティアで、「あなたの街の相談パートナー」として、人権に関する相談・救済活動を行っています。また、啓発活動として、「ヒューマンステージ・イン・キョウト」など京都市主催の人権啓発イベントへの参加、学校・幼稚園等での人権教室や、街頭啓発などを行っています。



「人権相談ダイヤル」にお気軽に電話してください



いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間の騒音など、人権に関することでお困りのことはありませんか？
そんなときは、ひとりで悩まずに「人権相談ダイヤル」にお電話ください。秘密は守ります。

全国共通人権相談ダイヤル

ゼロゼロみんなの ひやくとおばん

0570-003-110

午前8時30分から午後5時15分まで

(土・日・祝祭日、12月29日～1月3日を除く毎日)

電話の発信地域に応じてその地域を管轄する法務局(支局)の常設相談所につながります。

「京都市人権相談マップ」を配布しています。

～1人で悩まずに御相談ください。～ **無料**

人権に関することでお困りの際に、適切な機関・窓口で相談ができるように、「京都市人権相談マップ」を配布しています。

相談機関・窓口の概要や地図だけでなく、具体的な相談例を掲載していますので、適切な相談先が探しやすくなっています。

市役所案内所、区役所・支所(地域力推進室)、市立図書館や文化会館等で配布しているほか、ホームページでも御覧いただけますので、御活用ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000225316.html>



「人間の本质は磨けば輝くダイヤモンドの原石」 創設者の理念に基づき、積極的に障害者雇用



我ら、
企業市民

株式会社
PHP研究所



株式会社PHP研究所は、パナソニックの創業者・松下幸之助氏が、人類のよりよき未来のためにとの願いを込めて、戦後間もない昭和21（1946）年に創設。「人間の本质は磨けば輝くダイヤモンドの原石」という創設者の理念に基づき、積極的に進めている障害者雇用の取組について、取締役の大津加弘明さん、総務局長の阿達真寿さんと2人の従業員の方にお話を聴きました。

入社前にやりたい仕事を体験
法定雇用率2%超の
水準を維持

障害者雇用者数

7人



PHP研究所は昭和57（1982）年頃、公的機関のあっせんを受けて、初めて障害者を雇用しました。以来、着実に雇用者数を増やし、現在は京都本部に5人、東京本部に2人と、法定雇用率2%を上回る水準を維持しています。

その採用方針を支えているのが「人間の本质は磨けば輝くダイヤモンドの原石」という創設者の理念。人はそれぞれに天分（才能）は違うが、どんな人にも役割はある。できることを通じて、会社と社会のために活躍してもらおうという考え方です。

研究と出版・普及・啓発・実践の3分野で事業を展開していますが、障害者を雇用する際には面接を重視して、今ある仕事の中で何がやりたいかを徹底して聞き取り、実際にその職場で実務を体験してもらいます。

「採用したい障害者に合わせて新しい仕事をつくると長続きしない。」と17年間、人事を担当してきた大津加弘さん。「PHPの仕事に

従業員の声



平山 健太郎 さん
身体障害者1級
(視神経の疾患による両眼の視力障害)

創設者の肉声に触れる
大きなやりがい

平成23（2011）年の入社以来ずっと、研究業務部門に所属しています。主な仕事は、創設者・松下幸之助氏が対談や取材で残した録音テープを文字に起こして、速記録を作ることです。後はウェブサイト向けのコラム執筆や電話対応、ワードやエクセルを使った総務の支援業務などを担当しています。仕事を通じて、創設者の人となり、ものの見方や考え方に触れることができ、多くの人にそれを伝えることができます。とてもやりがいのある仕事です。視覚障害は情報障害とも言われますが、同僚とコミュニケーションを密にして、質の高い仕事をしたいと思っています。

興味を持ってくれた障害者にその仕事をやらせてもらうのが一番なのです。」と話します。

勤続年数
10年以上

2割



採用されたら定年まで勤続
昇給・昇格も一般社員と同じ

障害のある社員の仕事を支えるのは、職場の理解・協力と本人の意欲・やりがいですが、そのバロメーターの1つが勤続年数です。PHP研究所で働く障害のある社員は、一度採用されたら定年まで働き続けます。一般的には、仕事が続かずに辞めてしまうケースが多いのですが、PHP研究所は対照的です。最初に入社した障害のある社員は、通信教育用教材などの梱包・発送を担当する業務部に所属していましたが、65歳まで勤め上げて数年前に退職しました。

障害のある社員の年齢構成は現在、50歳代が1人で、あとは20歳代、30歳代ですが、それはここ数年の間に世代交代が進んだ結果であって、離職率が高いからではありません。

昇給・昇格などの処遇も障害のある

るなしで一切差はありません。その社員の能力、適性などを公平に評価して、処遇を決定します。もちろん役職者になれば、その立場にふさわしい仕事の能力が求められますが、過去には障害のある役職者がいて、支障なく業務をこなしていました。

外部機関とも積極的に連携し
職場の受入態勢も後押し

法定雇用率

2%超
を維持



能力、意欲の高い障害者を採用するためにハローワークなどの外部機関とも積極的に提携しています。外部から紹介を受けた希望者にも必ず来社してもらい、実務を体験してもらう機会を設けています。東京本部の2人目の障害者雇用は、関東ハローワークとのネットワークをいかして初めて実現したものです。人事担当だけでなく各部門の上司、同僚、後輩らの理解・協力も進んでいます。創設者の理念が社内に徹底しているため、各職場に温かい受入態勢が整っているのです。

障害者雇用の実績が認められて、平成24(2012)年度には「京都障害者ワークフェア」で障害者雇用

優良事業所・優良勤労者表彰を受けました。また、平成28(2016)年度には京都市主催の企業向け人権啓発講座の事例発表企業に選ばれています。

阿達さんは「創設者自身が若い時に結核にかかり、病弱であったため、障害者などの社会的弱者の力を何とか会社経営にいかしたいという温かい思いがあったように思う。実際に障害者が思いも寄らないような才能を発揮して、活躍している会社もある。今後も障害者雇用を積極的に推進していきたい。」と話しています。



取締役 大津加 弘明 さん



総務局長 阿達 真寿 さん

従業員の声



石塚 健人 さん

身体障害者1級
(多発性関節拘縮症による両上肢および両下肢機能障害)

普及員を
バックアップしていると自負

京都出身で、今年1月に人材紹介会社の紹介で入社しました。採用面接や入社時の教育がとても入念だったのが記憶に残っています。現在は、直販業務部門に所属していて、主な仕事は売上の入力や伝票の仕分けなどです。直販業務部門は普及員(営業担当者)が受注した月刊誌「PHP」や書籍、教材などをお客様の手元に届けるなどの重要な役割を担っていますので、そうした普及員の活動のバックアップを果たせると自負しています。今後は、業務上の様々な知識や技術を身につけて、仕事の幅を広げていきたいと思っています。



立命館大学 4 回生
駒井 翔 さん

立命館大学 4 回生
加倉あかりさん

同志社大学 4 回生
星野 真輝さん

このコーナーでは、京都で学ばれている学生の皆さんなどに、取材や誌面作りに参加いただき、毎号、京都市の人権関連施設を1箇所ずつ紹介していきます。

第7回

柳原銀行記念資料館 (京都市人権資料展示施設)

見て・知って人権

京の学生が行く

この施設の成り立ちを
教えてください。

柳原銀行は、元々、柳原町（現在の崇仁地域）の産業育成・振興などを目的に明治32（1899）年に、柳原町長であった明石民蔵ら被差別部落の住民の有志によって設立された、日本で唯一の銀行です。当時、差別のために資金を得られなかった町内の皮革業者等に融資を行い、地元の産業振興はもとより、小学校の運営・道路事業などに大きな役割を果たすなど、自力で差別を撤廃していく模範とされました。昭和初期に金融恐慌などの影響で倒産し、その後は商店や借家として使用されましたが、昭和61（1986）年に河原町通拡張工事で取壊し案が出たことを契機に、地域において建物をまちづくりのシンボルとして保存する運動が行われ、その結果、現在の場所に移築・復元することとなり、平成9（1997）年に柳原銀行記念資料館としてオープンしました。

施設の特徴や利用状況
などはいかがですか？

当館は、京都市から委託された特定非営利活動法人崇仁まちづくりの会が運営し、地元の方々から寄贈された貴重な資料をはじめ、地域の歴史、文化、生活等に触れる展示を通じて同和問題を正しく理解と人権意識の普及・高揚を図る啓発施設です。また、平成6（1994）年に京都市登録有形文化財に指定され、建築物としても魅力があり、開館から6万8千人を超える方々に来館いただいています。（平成29年8月末時点）

今年、開館20周年を迎え、
読者の皆さんにメッセージ
をお願いします。

開館20周年を記念した特別展「我ら、山水河原者の末裔なり」芸大移転に寄せて」を9月から2箇月に渡って開催し、記念シンポジウムを10月28日に実施しました。記念特別展では下京区の西光寺で

今年発見された江戸中期のこの地域の町割や商家の屋号が書かれた絵図の複製を初公開しました。シンポジウムでは、私と景観設計家の中村伸之さんや京都市立芸術大学芸術資源研究センターの佐藤知久准教授の3人が講演、パネルディスカッションを行い、崇仁地域の歴史や文化を改めて情報発信する良い機会になったと思います。今後、京都市立芸術大学が崇仁地域に移転されることとなっています。記念特別展及びシンポジウムは市立芸大移転計画に寄せたものでもあり、今後は移転に合わせて、様々な形で協力し合えるよう検討していきたいと考えています。

お話を伺った方

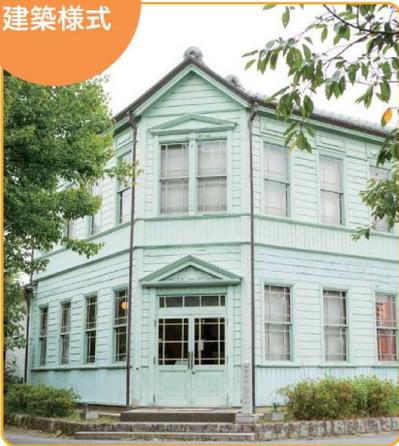


柳原銀行記念資料館 事務局長 山内 政夫 さん

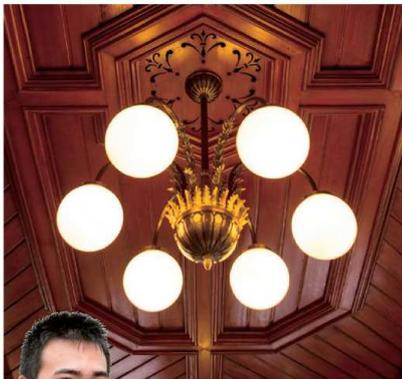
見て・知って・人権 柳原銀行記念資料館（京都市人権資料展示施設）

京の学生が行く

特色ある
建築様式



外観は椋瓦葺きの寄棟造りで明治期の銀行建築に特有の三角破風飾りを備えています。1階天井部分には、透かし彫りを施した六角形の中心飾りやシャンデリアなどのある格天井を復元。



立派な建物でデザインもユニーク。多くの人に親んでもらうきっかけになると思います！

2階展示室



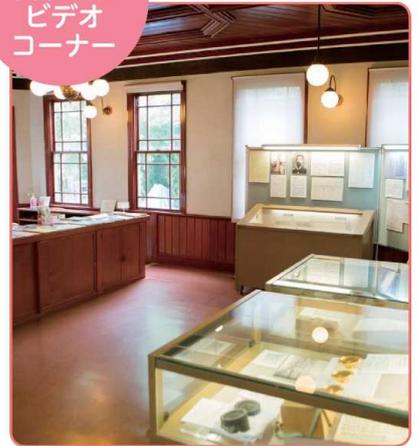
執務室を改装して、展示会場として活用。ここでは所蔵する文書や絵図などの資料が整理され、特別展及び企画展で展示されています。地域の方々によって作られた崇仁北部の全景模型も展示。



差別に負けず、銀行をつくった創設者や地域の方々の姿に触れることができ、感激しました。



1階
展示室と
ビデオ
コーナー



銀行の店舗だった1階部分には柳原銀行の創設者である明石民蔵関連の資料が展示されています。また、金庫室はビデオコーナーとして利用。貴重な映像資料を観ることができます。



金庫室を改装したビデオコーナーが印象的。たくさんの人に貴重な映像資料を観てほしいですね。



施設情報

- 所在地 〒600-8206 京都市下京区下之町6-3
- 問合せ先 柳原銀行記念資料館 TEL:075-371-0295
- 研修申込先 京都市下京いきいき市民活動センター(「うるおい館」内) TEL:075-371-8220
- ホームページ 京都市情報館 (<http://www.city.kyoto.lg.jp/>) から「柳原銀行記念資料館」で検索
- 開館時間 午前10時～午後4時30分
- 閉館日 月曜日、火曜日、祝・休日
年未年始(12月29日～1月3日)
その他、展示替えにより臨時休館する場合があります。
- 入館料 無料
- 交通案内 JR「京都」駅及び地下鉄「京都」駅から徒歩約8分
京阪「七条」駅から徒歩約10分
市バス 4、南5、17、205系統「塩小路高倉」下車すぐ
※駐車場はありませんので、公共交通機関にてお越しください。



今年度スタート!

子どもの居場所づくり支援の取組

子どもたちが希望を持って活躍できる社会の実現のために



平成26年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。我が国における子どもの貧困率は13.9%（平成28年度国民生活基礎調査結果）と、前回数値（16.3%、平成24年度）より改善したものの、依然として厳しい状況にあります。京都市では、これまでから、既存の施策によって貧困家庭等への支援を行ってきたところですが、平成28年8月から11月にかけて実施した、1万8千600件の市民アンケート調査や関係団体、施設等に対するヒアリングなどによる貧困家庭等の実態把握において、改めて、貧困家庭をはじめ困難を抱える家庭の子どもたちが孤立の状況に置かれやすい傾向にあることが明らかとなりました。

そこで、平成29年3月に13の新規施策と24の充実施策を含めた計133の施策を掲げる「貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を策定しました。こうした子どもたちが、地域社会とつながるための「子どもが安心して過ごせるための居場所づくり」など、様々な支援を充実することとしています。



施策推進の方向性



子ども等の夢の実現につなげるため、子どもとの積極的な関わりにより、他者との良好な関係を築けるよう取り組むとともに、生活習慣の確立や学力向上を図り、自己肯定感を高め、困難な状況にあっても自ら未来を切り拓くことができる力を育む。

貧困をはじめ、困難を抱える家庭の子育ての不安や負担感を軽減し、孤立を防ぐため、家庭の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援策を的確に提供することにより、家庭の自立や子育て力の向上を図る。

行政機関や地域、関係機関等が、貧困等から生じる課題への理解や、相互の連携を更に深め、社会全体で子ども等と子育てを共に支えていく風土づくりを、市民ぐるみ、地域ぐるみで推進する。

平成29年度の主な取組

●子どもの居場所づくり支援事業補助金

貧困等による困難を抱える子どもたちが、放課後等における食事や学習などを通して、大人や地域とつながることで、安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより、子どもたちの孤立を防止し、健康や生活習慣の向上を図ることを目的に、「子どもの居場所づくり」に新たに取組まれる団体等に対し、初期費用の一部を補助するものです。

今年度は、5月25日から6月30日に団体を募集し、15団体が補助団体として決定されました。

●児童養護施設等退所者への支援

施設退所者が、退所後に社会生活を営んでいく過程で抱える固有の課題等の実態を把握し、施設退所者の実情を踏まえた効果的な支援を推進するとともに、青少年活動センターにおいて、施設退所者に対する相談支援や交流事業を新たに実施するなど、施設退所者の孤立を防止し、社会的自立を支援する取組を推進します。

●子どもの居場所づくりアドバイザー事業

「子ども食堂」をはじめとした「子どもの居場所づくり」の取組

今後とも、「京都はぐくみ憲章」の理念の下、子ども等が家庭の経済状況等から生じる「困り」により将来を左右されることなく、希望を持って成長し、活躍していけるよう、計画に基づいた様々な取組を進めてまいります。



【お問い合わせ先】子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
(電話 075-746-7625 FAX 075-251-1133)

「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」について

～手話は言語、大切な コミュニケーションの手段です～

京都市は日本の手話発祥の地とされており、手話に係る様々な取組を行ってきました。手話に対する更なる理解促進と、手話を日常的に使用することができる環境を整えるため、平成28年3月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（以下「条例」という。）が市議会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定、同年4月1日から施行されました。

条例の基本理念

手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。



条例で定める取組内容

- 市、市民、事業者が理念を共有し、共に取り組む市民ぐるみの運動を目指しています。
- 国際観光都市として、手話を必要とする観光旅行者に対する具体的な取組を行います。
- 他の障害者施策との整合を図りながら取り組むことで、障害者施策を全体として推進します。
- 施策の推進に当たっては、当事者や手話通訳者、その他関係者の意見を踏まえ取り組みます。
- 特に未来の担い手である子どもに関し、学校における手話への理解促進、普及を図ります。

手話の普及啓発に向けた取組

条例の制定後、普及啓発のため各区等で開催されるイベントへの手話体験ブースの出演、リーフレットの配布等を行いました。また、施策を総合的かつ計画的に進めるため、ろう者、中途失聴者、難聴者、手話通訳者、その他関係者の意見を聴く「京都市

手話言語条例推進方針等に係る懇話会」を開催し、平成29年3月に、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」に基づく手話に関する施策の推進方針」を策定しました。平成29年度も、各区等のイベントに手話体験ブースを出展する等の取組を行うとともに、初めて手話を学ぶ市民向けの手話講座の開催回数増加や、手話啓発番組の作成、放映を行っています。

手話啓発番組

「しゅわしゅわ京都」

※放送した番組は動画で公開を行っています。ぜひ御覧ください！



障害のある人もない人も、全ての人がいきいきと活動しながら、相互に支え合い安心して暮らせるまちづくりを推進するため、今後市民の皆様と一緒に取組を進めてまいります。



【条例に関するお問い合わせ先】

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（電話075-222-4161 FAX 075-251-2940）

【市民向けの手話講座等に関するお問い合わせ先】

京都市聴覚言語障害センター（電話075-841-8336 FAX 075-841-8311）

※ 対象は、京都市内に事業所を持つ企業等の経営者層、総務・人事責任者、人権研修推進者等です。

第8回 講演及び事例発表 **経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス～自分らしい働き方と組織としての発展について～**

- 日 時 平成29年12月5日(火)午後2時30分～午後4時30分
- 場 所 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 セミナー室
(中京区東洞院通六角下る御射山町262)
- 講 演 瀧井 智美 氏((株)ICB代表)
- 事例発表 (株)オックス・クリエーション
- 定 員 80名(先着順)
- 申込期間 平成29年11月17日(金)～平成29年12月4日(月)

第9回 講演及び事例発表 **精神に障害のある人の就労・職場定着のために～2018年雇用義務化に向けて～**

- 日 時 平成30年1月30日(火)午後2時～午後4時10分
- 場 所 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 イベントホール
(中京区東洞院通六角下る御射山町262)
- 【1部】講演「精神障害と就労支援について」
波床 将材 氏(京都市こころの健康増進センター所長、精神保健指定医)
- 【2部】①講演(当事者からの経験談)
②取組・事例発表(京都市障害者職場定着支援等推進センター)
- 定 員 240名(先着順)
- 申込期間 平成29年11月17日(金)～平成30年1月23日(火)

第10回 地域の集い **第23回ふしみ人権の集い～人権文化のまちをひとりひとりの心から～**

- 日 時 平成30年2月10日(土)午後1時30分～午後4時30分
- 場 所 京都市呉竹文化センター ホール
(伏見区京町南七丁目35番地1)
- 申込不要 参加の事前申込は不要です。当日受付で参加票(ホームページで入手)を御提出ください。先着順で入場できますが、満席になれば入場をお断りする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。手話通訳、託児が必要な方は受付でお申し出ください。
- 【1部】活動報告 学習会など今年度の活動や取組について
- 【2部】記念公演 「2018年いまいちど沖繩の声、思いをうけとめよう」
大工 哲弘 氏ほか

申込
方法

ホームページ「京都市:トップページ(<http://www.city.kyoto.lg.jp/>)」から画面上部「暮らしの情報」→画面右下部「人権」→「企業啓発」→「企業向け人権啓発講座」を御覧ください。

申込書(開催案内の一部)に必要事項を記入のうえ、**FAX(075-366-0139)**でお送りいただくか、**電子メール(jinken@city.kyoto.lg.jp)**に必要事項を記載して送信してください。(第10回は申込不要です。)また、手話通訳・要約筆記・ヒアリンググループ(事前申込が必要です。)など、詳細については、各講座の開催案内を御覧ください。



ヒューマンステージ・イン・キョウト2018

マーティ・フリードマン
トーク&ライブ ほか

参加
無料

日時 **平成30年1月27日(土)** 午後2時～午後4時
(開場は午後1時)

会場 **ロームシアター京都サウスホール** 定員 **700人**
(京都市左京区岡崎最勝寺町13) 託児ルームあり

申込期間 平成29年12月1日(金)～12月31日(日) 申込多数の場合は抽選。

申込方法 京都いつでもコール(年中無休、受付時間:午前8時～午後9時)

●電話 075-661-3755 お掛け間違いに御注意ください。

●FAX 075-661-5855 ●電子メール(送信フォームによる申込み)

パソコン:<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>

携帯電話:<http://www.city.kyoto.lg.jp/mobile/main/page/0000180068.html>

※住所、氏名(フリガナ)、電話番号、同伴者数(3名まで)を明記してお申込みください。

※託児(1歳以上就学前、人数と年齢も明記)、車椅子席、手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ席を希望される場合、その旨をお申し出ください。

※御来場は公共交通機関を御利用ください。

※入場券は1月中旬に当選者のみに発送します。



編集後記

近年は、LGBTなどの性的少数者の人権やSNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)等における他人への誹謗中傷など、社会情勢の変化に伴い、様々な人権課題が見受けられるようになってきています。このような中、京都市では、人権に関する問題が起こった場合に、市民の皆様のニーズに適切に対応できるよう、多様な人権問題に応じた専門的な相談窓口を設けています。紙面でも紹介していますが、人権に関する困りごとが身の回りで起こったときは、「京都市人権相談マップ」を参考にいただき、お気軽に御相談いただければと考えています。

人権総合情報誌 きょう☆COLOR vol.7 (発行 平成29年11月)

発行：京都市 文化市民局 暮らし安全推進部 人権文化推進課

☎ 075-366-0322 FAX 075-366-0139

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500番地の1 中信御池ビル6階

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0.html>

この冊子はホームページでも御覧いただけます。また、区役所・支所、市役所案内所ほかで配布しています。



この印刷物が不要
になれば「雑がみ」と
して古紙回収等へ!

